



インドネシア、政策金利の現状維持を決定

インドネシア中央銀行は2月13日に金融政策決定会合を開き、3会合連続で政策金利(BI Rate)を7.50%に据え置きました。預金ファシリティ金利(市中銀行が中央銀行に資金を預け入れる際に適用される金利)も5.75%に、貸出ファシリティ金利(同様に中銀から資金を借り入れる際に適用される金利)も7.50%に据え置かれました。インドネシアでは昨年、通貨安対応やインフレ抑制のため、合計で1.75%の利上げを実施しています。

中銀は会合後の声明で、引き締め気味の金融政策を継続している目的は、経常赤字を持続可能な水準まで減少させること、インフレ率をターゲット範囲内(2014年:3.5%~5.5%、2015年:3.0%~5.0%)に収めることにあるとしています。おそらく中銀は、2015年までに経常赤字が対GDP比で2%程度までに減少しない限り、現在のタカ派的な金融スタンスを維持するでしょう。

インドネシアの2013年第4四半期の経常赤字は対GDP比1.98%と、貿易黒字の拡大を主因として第3四半期の同3.85%から縮小しました。ただ、貿易収支の改善は、未加工鉱物の輸出規制導入(2014年1月中旬に発効)に先立って、駆け込み的に鉱物輸出が増加したことによるもので、一過性との懸念もあります。いずれにしても、第4四半期実質GDP成長率(前年同期比+5.72%)が市場予想を上回ったこともあり、良好な経済指標が市場参加者の心理を好転させ、インドネシアの現地通貨建て債券市場は先週、他のアジア債券市場をアウトパフォームしました。フラトン社ではアジア現地通貨建て債券ポートフォリオでインドネシアの金利感応度を中立に保っています。

韓国、景気回復の持続を見越して金利を据え置き

韓国中央銀行は2月13日の金融政策決定会合において、政策金利である7日物レポレートに9カ月連続で2.5%に据え置きました。市場参加者は、経済の回復基調や低水準にとどまっているインフレ率などから大方が現状維持を予想していました。決定は全会一致でなされ、会合後の声明では、外需の回復から恩恵を受ける韓国の景気回復は持続しているという見方を維持しました。一方、新興諸国の景気低迷が世界経済のリスクになると強調しています。中銀は2013年5月以降、政策金利を変更していませんが、経済拡大にともなうインフレ率の上昇が予想されるため、2014年下半期に利上げを余儀なくされるとフラトン社では考えています。中銀は2014年の実質GDP成長率を3.8%(2013年実績は2.8%)と想定しています。

マーケット情報

【アジア株式】

	(2014/2/14)	
	終値	前週比
ハンセンH株	9,934	△ 2.99%
香港ハンセン	22,298	△ 3.06%
インドムンバイ500種	7,450	▲ 0.49%
ジャカルタ総合	4,508	△ 0.93%
マレーシア総合	1,819	△ 0.60%
フィリピン総合	6,114	△ 1.71%
タイSET※1	1,312	△ 1.19%
ベトナムVN	572	△ 4.09%
韓国総合	1,940	△ 0.92%
台湾加権	8,514	△ 1.51%
シンガポールST	3,039	△ 0.85%

【アジア通貨(対日本円)】

	(2014/2/14)	
	終値	前週比
中国人民元	16.866	▲ 0.70%
香港ドル	13.128	▲ 0.49%
インドルピー	1.646	▲ 0.12%
インドネシアルピア	0.861	△ 2.26%
マレーシアリングギット	30.937	△ 0.74%
フィリピンペソ	2.276	△ 0.04%
タイバーツ	3.147	△ 0.82%
ベトナムドン	48.310	▲ 0.47%
韓国ウォン	9.577	△ 0.52%
台湾ドル	3.367	▲ 0.33%
シンガポールドル	80.830	△ 0.16%

出所:ブルームバーグ

※1 タイは2月14日が休場のため13日の終値。

※ アジア通貨は全て(アジア通貨/日本円)の為替レートであり、前週比のプラスはアジア通貨の対日本円での上昇を、マイナスはアジア通貨の対日本円での下落を表します。

※ インドネシアルピア・韓国ウォンは100倍、ベトナムドンは10,000倍で表示しています。



投資信託の主なリスク

投資信託は、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投資する場合には為替の変動等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、ご投資に当たっては目論見書や契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。

お客様にご負担いただく主な費用

ご投資いただくお客様には以下の費用をご負担いただきます。

- 申込時に直接ご負担いただく費用……申込手数料 上限 3.675% (税抜き 3.50%)
※消費税率が 8% になった場合、上記の 3.675% は 3.78% となります。
- 換金時に直接ご負担いただく費用……信託財産留保額 上限 0.5%
- 投資信託の保有期間中に間接的にご負担いただく費用……信託報酬 上限 2.31% (税抜き 2.20%)
※一部のファンドについては、運用成果等に応じて実績報酬をご負担頂く場合があります。
※消費税率が 8% になった場合、上記の 2.31% は 2.376% となります。
- その他費用……上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。当該費用は運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。

上記に記載しているリスクや費用項目は一般的な投資信託を想定しています。

費用の料率につきましては当社が運用するすべての投資信託のうち最高の料率を記載しています。手数料の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間などに応じて異なりますので、表示することができません。投資信託に係るリスクや費用は、各投資信託により異なりますので、ご投資に当たっては、目論見書や契約締結前交付書面をよくご覧ください。

投資一任契約の主なリスク

投資一任契約資産の運用においては、主に国内外の株式や債券、その他の有価証券等を投資対象としますので、組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行会社の倒産や財務状況の悪化、また外貨建資産に投資する場合には為替の変動等の影響により、損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、組入有価証券の下落等により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、契約資産毎に、投資対象資産の種類や投資制限、投資市場、投資対象国などが異なることから、リスクの内容や性質が異なりますので、投資一任契約の締結に当たっては契約締結前交付書面等をよくご覧下さい。



投資一任契約においてお客様にご負担いただく主な費用

投資一任契約に係る費用は、契約資産の金額、投資対象、運用方法、契約期間等によりお客様と個別協議のうえ決定させていただきます。そのため、投資一任契約に係る費用の合計額については、事前に表示することができません。

- 契約の期間中にご負担いただく費用：……投資顧問報酬をご負担いただきます。適用する料率等は、投資対象資産、契約資産残高、契約内容等に応じて異なりますので、料率、上限額等を表示することはできません。
- その他費用……上記以外にご負担いただく費用(有価証券の売買委託手数料や有価証券の保管等に係る諸費用等)があります。これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、投資一任契約に基づき投資信託を組入れる場合は、組入れた投資信託に係る信託報酬、信託財産留保額、その他の費用(監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、有価証券の保管等に係る費用等)をご負担いただきます。なお、当社が設定・運用する投資信託を組入れた場合は、必要に応じて投資顧問報酬の調整を行います。

詳しくは契約締結前交付書面等でご確認ください。

当資料に関してご留意いただきたい事項

当レポートはマーケット情報の提供を目的として、アストマックス投信投資顧問株式会社が作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。当レポートはフラトン・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド(フラトン社)の作成した“THE FULLERTON WEEKLY”を参考にしております。レポート中の市場見通しや投資戦略等は、特に断りのない限りフラトン社の見解を示しています。

当レポートは、信頼できると判断した情報に基づいて作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。また、当レポート中に記載している内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更することがあります。当資料中のいかなる内容も将来の投資収益を示唆ないし保証するものではありません。

アストマックス投信投資顧問株式会社の事前の承諾なく、当レポートの内容を転載または複製することはご遠慮ください。



アストマックス投信投資顧問株式会社

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-10-2 東五反田スクエア 5 階

商号等： アストマックス投信投資顧問株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 387 号

商品投資顧問業者 農経(1)第 21 号

加入協会：一般社団法人投資信託協会／一般社団法人日本投資顧問業協会／日本商品投資顧問業協会